

## 随意契約結果書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                   | 平成28年度延岡高速道路維持出張所仮庁舎賃貸借                            |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長<br>宮崎県延岡市大貫町1丁目2889 |
| 契約締結日                        | 平成28年 4月 1日  |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 大和リース株式会社<br>宮崎県宮崎市花ヶ島町小物町2669番地                   |
| 契約金額<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥997,920— (リース)                                    |
| 予定価格<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥997,920— (リース)                                    |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり   |
| 備考                           |  |

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 平成28年度 延岡高速道路維持出張所仮庁舎賃貸借
2. 設 置 場 所 延岡市北川町長井5565番地88
3. 随意契約の相手方 大和リース（株） 宮崎営業所  
宮崎県宮崎市花ヶ島町小物町2669番地
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

平成25年度の新設組織として延岡高速道路維持出張所（以下「出張所」という。）が設置されたところである。

出張所では、41.44kmの高速道路を管理しており、高速走行環境での巡回体制、緊急時の対応、異常気象に対する規制等通行者に混乱を生じないような連絡体制の構築が必要であるほか、東九州道の蒲江IC～北浦IC14.2kmは大分、宮崎県境を挟む区間（佐伯側9.7km、延岡側4.5km）であり、佐伯、延岡両事務所から飛び地となること。事務所から遠隔地であり時間を要することや代替道路がないことなどを考慮すれば両事務所から緊急事態に対応できる体制が必要であり、北川IC側に仮庁舎を設置し業務を行う必要があった。

平成25年度組織新設時に本庁舎を建設することは不可能であったため、当初一般競争を実施し、上記業者と仮庁舎賃貸借を契約していたところである。

仮庁舎設置当初から財務省と本庁舎新設に係る協議を進めてきており、平成27年度に財務の承認がなされたところである。

平成27年度中に用地買収が完了し、平成28年度に建物設計、建設工事着手となることから、業務を円滑に継続して続けるためには、唯一、平成25年度に設置した仮庁舎を平成28年度も引き続き使用せざるを得ない。

よって、仮庁舎を設置した上記業者が唯一契約の相手方とならざるを得ず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により随意契約を行うものである。

随意契約理由書作成者  
延岡河川国道事務所  
総務課長